

# 退職所得にかかる市民税県民税の納入について（「納入申告書」の記入のしかた）

給与所得者（従業員）に支払った退職金等から、退職所得に対する市県民税を特別徴収した給与支払者（事業主）は、納入書の裏面にある「納入申告書」に必要事項を記入してください。同時に表面の「退職所得分」欄に特別徴収した市県民税の合計額を記入していただき、徴収した月の翌月 10 日までに指定金融機関へご提出ください。

## 注意事項

- この納入書は電算機で事務処理を行います。下図の記入例に従い、必要事項（数字等）をはっきりと読みやすく記入してください。

（裏面） 個人事業主の方が、この納入申告書を提出される場合は税務課までお問合せください。

香川県 丸 亀 市 市民税 県民税 納入申告書	
丸 亀 市 長 宛	
○年 △月 ×日 提出	
○年 △月	人員 1人
退職手当等支払金額	150000
特別徴収税額	3000
市民税	2000
県民税	
住所(居所)又は所在地	丸 亀 市 大 手 町 2 - 3 - 1
氏名又は名称	丸 亀 太 郎 商 店 株 式 会 社
法人番号又は個人番号	

「退職所得分」がある場合に記入して下さい。

「年月分」:退職手当等から市県民税を特別徴収した年と月

「人員」:退職手当等を支給した人数

「退職手当等支払金額」:支給した退職手当等の総支払金額

「特別徴収税額」:退職手当等をもとに市民税と県民税を算出してください。

## ○参考

- ◎退職所得の個人住民税額の計算式は以下のとおりです。  
 《退職所得の個人住民税額＝退職所得の金額×税率(市町6%、県4%)》
- ・特別徴収すべき税額(市町、県)に百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満を切り捨てる。
  - ・退職所得の金額＝(収入金額-退職所得控除)×0.5(千円未満の端数切捨て)
- ※平成 25 年 1 月 1 日以降、退職所得の個人住民税の 10%を減額する特別措置が廃止となりました。**

※個人事業主の方は、提出前に税務課までお問い合わせください。